明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（三八）　六
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（三九）　一〇
○浄化槽法の一部を改正する法律（四〇）　一六
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（四一）　一九
○棚田地域振興法（四二）　二〇

〔政　令〕
○税制調査会令の一部を改正する政令（二八）　三
○建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九）　三
○建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三〇）　三
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（三一）　三九

〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（総務一五）　三〇
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業一六）　三三

〔告　示〕
○電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示（総務六〇）　四〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十条第二項第五号、第四十一条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項の一部を改正する告示（同六一）　四二
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四三）　四三

本号で公布された法令のあらまし

◇航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（法律第三八号）（国土交通省）

一　航空法の一部改正関係

1　型式証明を受けた者等に関する規定の整備

(一)　型式証明を受けた者等による航空機の使用者に対する情報の提供

型式証明又は第一三条の二第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であって耐空証明のあるものの使用者が第一六条の規定による整備及び改造をするに当たって必要となる技術上の情報であって国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならないこととした。（第一三条の三関係）

(二)　本邦内に住所を有する型式証明を受けた者等による情報の収集及び報告

型式証明又は第一三条の二第一項の承認を受けた者であって本邦内に住所（法人にあっては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、航空事故等その他の航空機が第一〇条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならないこととした。（第一三条の四関係）

2　耐空証明の有効期間に関する規定の整備

(一)　耐空証明の有効期間に関する規制の合理化

(二)の認定を受けた整備規程により整備をする航空機について、航空運送事業の用に供する航空機と同様に、耐空証明の有効期間を国土交通大臣が定める期間とした。（第一四条関係）

(二)　国土交通大臣による航空機の使用者が定める整備規程の認定

耐空証明のある航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができることとした。（第一四条の二関係）

3　航空機の使用者に関する規定の整備

(一)　航空機の使用者に対する航空機の整備及び改造の義務付け

耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第一〇条第四項の基準に適合するように維持しなければならないこととした。（第一六条第一項関係）

(二)　航空機の使用者に対する航空機に装備する装備品等の制限

耐空証明のある航空機の使用者は、次のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならないこととした。（第一六条第二項関係）

(1)　第二〇条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(2)　第二〇条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した航空機の装備品等

(3)　第二〇条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(4)　その他国土交通省令で定める装備品等

(三)　航空機の使用者に対する発動機等の整備に関する規制の廃止

耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間を超えて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならないこととする規制を廃止することとした。（第一八条関係）